

# 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会関東支部規則

## 第 1 章 総 則

( 準拠規定及び名称 )

第 1 条 この支部は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）に基づき設立し、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会関東支部（以下「本支部」という。）という。

( 事務所 )

第 2 条 本支部は、事務所を東京に置く。

( 目 的 )

第 3 条 本支部は、定款第 4 0 条の規定に基づき協会の運営を円滑かつ効果的に遂行することを目的とする。

( 事 業 )

第 4 条 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 定款第 4 条第 1 項に規定する協会の事業
- 二 本支部の会員及び所属職員の技術並びに資質の向上に資する事業
- 三 本支部の会員及び所属職員の交流・親睦を図る行事
- 四 その他本支部の目的を達成するために必要な事業

( 所掌地域 )

第 5 条 本支部が所掌する地域は、別記第 1 の地域とする。

## 第 2 章 支部会員

( 支部会員 )

第 6 条 本支部の会員は、次のとおりとする。前条に定める所掌地域内に主たる事務所を置く会員及び従たる事務所を置く会員とする。

- 一 支部正会員 定款第 5 条第 1 号・第 2 号に規定する会員（以下「支部正会員」という。）
  - 二 支部賛助会員 定款第 5 条第 3 号に規定する会員（以下「支部賛助会員」という。）
- 2 本支部所掌地域内に事務所を 2 箇所以上置く協会会員にあっては、そのうち 1 箇所についてのみ支部会員とする。

( 支部への所属 )

第 7 条 本支部への所属は、定款第 6 条で定める協会理事会の承認があった時とする。

2 従たる事務所の会員が支部への所属を希望する場合は、所定の申込書に記入して支部長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(地域活動会費)

第8条 支部会員は、協会会費徴収規程第2条1項及び第6項で定める、所属する支部に該当する地域活動会費を協会に納入しなければならない。

(代表者の届出)

第9条 支部会員は、本支部に対する代表者1名を定めて支部長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 代表者1名は、協会代表者又は協会代表者から委任を受けた者でなければならない。ただし、従たる事務所の会員はこの限りではない。

(議決権)

第10条 支部正会員は、各1個の議決権を有する。

(会員資格の喪失)

第11条 支部会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 倒産又は閉鎖
- 三 除名

(退会の届け出)

第12条 支部会員が本支部を退会しようとするときには、その義務を履行した後、書面をもって支部長に届け出なければならない。

2 協会を退会しようとするときは、同時に本支部を退会する。

(除名)

第13条 支部会員が、次の各号の一に該当するときは、支部総会において、出席会員数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し決議の前にはあらかじめ通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

- 一 支部会員としての義務を怠ったとき
- 二 本支部の名誉をき損し、又は本支部の目的に違反する行為があったとき

(変更の届け出)

第14条 支部会員は、名称、所在地、代表者及び支部代表者に変更を生じたときには、速やかに支部長に届け出なければならない。

### 第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び員数)

第15条 本支部に、次の役員を置く。

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 1名
- 三 代表幹事 1名
- 四 幹事 15名以内（支部長、副支部長及び代表幹事を含む。）
- 五 監事 2名以内

（役員を選任）

第16条 本支部の支部長を除く役員は、支部正会員の協会代表者または協会代表者から委任を受けた者のうちから支部総会において選任する。

2 支部長は支部総会において候補者を選出し、協会理事会の決議により選任する。支部長候補者は、本支部正会員であって、協会代表者であり、かつ本支部代表者として登録されている者の中から選出しなければならない。

3 副支部長及び代表幹事は、幹事の互選とする。

4 幹事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 幹事及び監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を協会会長に届け出なければならない。

（役員の職務）

第17条 支部長は、本支部を代表し、会務を統轄するとともに、支部総会及び幹事会の議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 代表幹事は、支部長及び副支部長を補佐して、会務を処理する。

4 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 資産及び会計を監査すること

二 幹事の業務執行状況を監査すること

三 資産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを支部総会に報告すること

四 前号の報告をするため必要があるときは、支部総会又は幹事会の招集を請求し、若しくは支部総会を招集すること

（役員の任期）

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後においても、後任者の就任するまではなおその職務を行うものとする。

3 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員報酬）

第19条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、幹事会の決議を経て、支部長が別に定める。

(役員解任)

第20条 役員が、次の各号の一に該当するときは、支部総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

一 身心の故障のため、職務の遂行に堪えない場合、その他その役職に必要な適格性を欠く場合

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がある場合

(顧問)

第21条 本支部に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、幹事会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 顧問の委嘱期間は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

4 顧問は本支部の事業遂行上重要な要項について、支部長の諮問に応じる。

## 第4章 会 議

(種類)

第22条 本支部の会議は、支部総会及び幹事会とし、支部総会を通常支部総会及び臨時支部総会に分ける。

(構成)

第23条 支部総会は、支部正会員をもって構成する。

2 幹事会は、本支部の支部長、幹事をもって構成する。

(権能)

第24条 支部総会は、この規則に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

一 本支部の事業報告案及び収支決算案の承認

二 その他本支部の運営に関する重要な事項

2 幹事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

一 本支部の事業計画案及び収支予算案の決定

二 本支部の支部総会の決議した事項の執行に関する事項

三 本支部の支部総会に付議すべき事項

四 その他本支部の支部総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第25条 通常支部総会は、毎年1回会計年度終了後、2月以内に開催する。

- 2 臨時支部総会は、次の場合に開催する。
- 一 幹事会が議決したとき
  - 二 支部正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - 三 監事から開催の請求があったとき
- 3 幹事会は、支部長が必要と認めたとき、又は幹事の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第26条 会議は、支部長が招集する。

- 2 会議の招集は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して会議の日の7日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第27条 会議は、支部総会においては、議決権を有する支部正会員の2分の1以上、幹事会においては、幹事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 会議の議事は、この規則に別に規定するもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない支部正会員又は幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はあらかじめ届け出された会員構成員又は他の支部正会員を代理として、表決を委任することができる。この場合において、第27条及び第28条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 支部総会にあつては、支部正会員及び出席支部正会員の数、幹事会にあつては幹事及び出席幹事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
  - 三 決議事項
  - 四 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(資産の構成)

第31条 本支部の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 地域活動会費収入
- 二 地域活性化事業費
- 三 支部事業に伴う収入
- 四 支部寄付金
- 五 その他の支部収入

(資産の管理)

第32条 本支部の資産は、協会の委任により支部長が管理し、その方法は、幹事会の決議を経て、支部長がこれを定める。

(経費の支弁)

第33条 本支部の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第34条 本支部は、必要があるときは、幹事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第35条 本支部の事業計画案及びこれに伴う収支予算案に関する書類は、支部長が毎事業年度の開始1ヶ月前までに幹事会の決議を経て作成し、協会理事会の承認を受けなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 本支部の事業報告案及び収支決算案は、毎会計年度終了後、支部長が幹事会の決議を経て、事業報告書案、収支決算案、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、支部総会において3分の2以上の決議を経て承認し、協会理事会に報告しなければならない。

2 前項の収支決算において剰余金又は不足金を生じたときは、事由を付し速やかに協会会長に報告するものとする。

(会計年度)

第37条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 規則の変更及び解散

(規則の変更)

第38条 この規則は、支部総会において、議決権を有する支部正会員総数の3分の2以上の承認を得た上で協会理事会の同意を得なければならない。

(解 散)

第39条 本支部の解散は、定款の規定によるほか、支部総会において支部正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

## 第 7 章 事 務 局

第40条 本支部は事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、幹事会の同意を得て支部長が委嘱し、職員は支部長が任免する。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、支部長が幹事会の決議を経て別に定める。

## 第 8 章 雑 則

(委員会及び委員)

第41条 本支部は、業務執行上必要に応じ幹事会の決議を経て、委員会を設けることができるものとする。

- 2 委員は幹事会の承認を得て、支部長が委嘱する。
- 3 前項の委員を委嘱した場合には、速やかに協会会長に報告するものとする。

(委 任)

第42条 この規則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部長が幹事会の決議を経て別に定める。この場合、速やかに協会会長に報告するものとする。

## 付 則

この規程は、昭和60年5月22日から施行する。

この規程の一部改正は、昭和63年5月19日から施行する。

この規程の一部改正は、平成3年5月27日から施行する。

この規程の一部改正は、平成4年5月25日から施行する。

この規程の一部改正は、平成14年5月17日から施行する。

この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年度通常総会議決)

この規則の一部改正は、平成26年4月25日から施行する。

## 別記第 1

(第 5 条関係)

支 部	所 掌 地 域
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野